NPO 法人ゆに　2026 年度春季同行援護従業者養成研修（一般課程）
（京都府指定　8 障第 1253 号）
受講生募集要綱

特定非営利活動法人ゆに　事務局

1.はじめに

本要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。）の規定に基づき、同行援護従業者養成研修一般課程の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

2.目的

本研修は、視覚障害者の社会参加の促進および同行援護をはじめとする視覚障害者支援の取り組みの発展に寄与するため、視覚障害者一人一人の生活状況に応じた適切な支援を誠実に行うことのできる「同行援護従業者」を養成することを目的として実施します。

3.事業の名称

NPO 法人ゆに　2026 年度春季同行援護従業者養成研修（一般課程）

4.実施日時

2027 年　2 月 13 日（土）9:30～19:00
2 月 14 日（日）9:30～19:10
3 月 6 日（土）9:30～19:00
3 月 7 日（日）9:30～18:00
3 月 9 日（火）9:45～16:45

5.実施場所

「NPO 法人ゆに」事務所　及びその周辺
京都市北区等持院西町 60-10
交通アクセス：「北野白梅町」バス停より徒歩 20 分、「等持院南町」バス停より徒歩 10 分

6.講師

青木慎太朗（アオキ・シンタロウ：京都産業大学　非常勤講師、大阪公立大学　客員研究員）
安田真之（ヤスダ・マサユキ：立命館大学生存学研究所　客員研究員、NPO 法人ゆに）

7.主催

特定非営利活動法人ゆに

8.受講申込要件

以下をすべて満たしていること。

① 中学校卒業以上であること。
② 同行援護をはじめとする視覚障害者の支援に現に従事していること。または今後従事する意思があること。
③ 全日程・全科目受講可能であること。
④ 他者を尊重し、本研修の目的を理解し、誠実に学ぶ意思と態度を有すること。
⑤ 過去に、本法人が主催・共催・協力する研修等において、受講中止等の処分を受けていないこと。

9.受講定員

8 名（最小催行人数 2 名）

10.受講料（テキスト代、演習交通費、保険料、消費税込）

一般：¥39,600
優待：¥33,000（主催団体での就労（予定）者または本研修担当講師の推薦がある方で、学生以外の方）
学生：¥20,000

11.修了要件

全科目を遅刻・欠席・早退なく受講し、各科目の内容を十分に習得した方に対し、修了証明書を交付します。1 科目でも遅刻・欠席・早退・課題提出遅れがある場合は、修了証明書を交付しません。受講生の責によらない交通機関の大幅遅延・運休等によるものを除き、欠席・遅刻・早退を救済する補講や代替課題の出題等の措置は、原則として実施しません。また、各科目の内容の習得が不十分な場合、受講態度が著しく不適切な場合は、修了証明書を交付しないことがあります。

12.カリキュラム

＊告示別表第六の内容を標準とする。
① 障害者福祉の理念に関する講義　2 時間
② 外出保障に関する講義　1.5 時間
③ 視覚障害の理解と疾病に関する講義　1.5 時間
④ 視覚障害者（児）福祉の制度とサービスに関する講義　1.5 時間
⑤ 同行援護の制度に関する講義　1 時間
⑥ 視覚障害者（児）の心理に関する講義　1 時間
⑦ 同行援護従業者の実際と職業倫理に関する講義　2.5 時間
⑧ 情報提供に関する講義と演習　2 時間
⑨ 代筆・代読に関する講義と演習　2.5 時間
⑩ 誘導の基本技術に関する演習　7.5 時間
⑪ 誘導の応用技術（場面別・街歩き）に関する演習　6.5 時間
⑫ 交通機関の利用に関する演習　6 時間
合計：35.5 時間

13.指定教科書

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合監修・中野泰志編集『新版　同行援護従業者養成研修テキスト』中央法規出版、2025 年

14.受講手続き

(1)受講申込受付期間

2026 年 11 月 16 日（月）～2027 年 2 月 7 日（日）

＊定員に達したときは早期に受付を終了する場合があります。

(2)受講申込受付方法

主催者ホームページ（https://www.unikyoto.com/doukouengo/）の受講申込画面にて受け付けます。

(3)受講決定及び受講可否の通知

受講申込者数が最小催行人数を超えた場合、原則として申込先着順に「受講決定」とします。受講可否については、2027 年 2 月 8 日（月）までに、受講申込者全員にメールで通知します。

(4)受講料の納付

「受講決定」となった方には、受講決定の通知から 1 週間以内（2027 年 2 月 3 日（水）以降に受講決定となった場合は 2027 年 2 月 10 日（水）まで）に、別途通知する金融機関口座への振込にて受講料を納付していただきます（振込手数料は受講申込者負担）。

＊期日までに受講料が納付されない場合は受講決定を取り消す場合があります。

(5)本人確認

本研修初日に、本人確認書類（「学生」として受講申込をされた方は学生証、それ以外の方は顔写真の入った公的身分証明書で、いずれも本研修初日時点で有効な物）をご提示いただき、本人確認を行います。

＊本人確認ができない方や、虚偽の本人確認書類を提示された方に対しては、本要項 15.（４）の定めに従い、受講決定を取り消す、受講を中止していただく、すでに受講された科目を欠席（未受講）として取り扱う等の対応を行います。

＊「学生」として受講申込をされた方が、「本研修初日時点で有効な学生証」を提示されない場合は、受講料「一般」との差額を納付していただきます。

(6)キャンセル及び受講料の払い戻しについて

①原則として受講申込後のキャンセルはできません。

②納付された受講料は、理由の如何を問わず一切返金しません。但し、本研修が成立しなかった場合を除きます。

15.留意事項

(1) 主催者から受講申込者への連絡は原則としてメールで行います。メールは必ず定期的に確認し、返信を求めた場合は速やかに返信してください。

(2) 受講に際して宿泊が必要な場合は、ご自身で手配してください。宿泊費は受講生の負担となります。なお、受講決定とならなかった場合や本研修の開催が中止となった場合等であっても、主催者はキャンセル料等の費用の支払いを一切行いません。

(3) 研修実施場所までの交通費、研修中の食費は受講生の負担となります。

(4) 有意義で安全な研修を適切に実施するため、主催者・講師は、本研修の実施中または本研修に関連して以下の行為を行った方、またはその行為を繰り返すおそれがあると判断した方に対して、受講決定を取り消

す、受講を中止していただく、すでに受講された科目を未受講（欠席）として取り扱う等の対応を行う権利を有します。なお、これらの対応によって研修の全部または一部を受講できなくなった場合も、納付された受講料は返金しません。また、特に悪質と認められる行為については、主催者・講師は、関係機関への通報や、当該行為を行った方に対する損害賠償の請求等の対応を行います。

① 受講手続きに際して虚偽の情報を申告したり詐称したりする行為。
② 他の受講生、主催者、講師等、他者に身体的、精神的、または学習の機会を奪う・研修運営を妨げる等の危害を加える行為。
③ 他の受講生、主催者、講師等に対する誹謗中傷、差別的言動、またはハラスメント行為。
④ 本研修の実施中または本研修に関連して知った、他の受講生、主催者、講師等の個人情報やプライバシーに関わる情報を、本人の許可なく口外したり SNS・インターネット等へ投稿・公開したりする行為。
⑤ 研修内容を録音・録画・撮影したり、SNS・インターネット等へ投稿・公開したりする行為（主催者・講師が許可した場合を除く）。
⑥ 主催者や講師の指示に従わなかったり、執拗に異議を唱えたりする行為。
⑦ 研修の進行を執拗に妨げる行為。
⑧ 他の受講生の受講を執拗に妨げる行為。
⑨ 研修実施場所の業務を妨害する、ルールやマナーを守らない、関係者に迷惑をかける等の行為。
⑩ 本研修の目的に鑑み、視覚障害者（講師、および同行援護従業者として将来支援することになる利用者を含む）に対する不適切な言動（蔑視、侮辱、差別、または配慮を欠く発言等）を意図的に行っていると認められる行為。
⑪ 研修中に正当な理由なく受講とは無関係の目的でスマートフォンの使用を継続する等、学習に取り組む姿勢が著しく不適切と認められる行為。

(5) 受講申込時にご入力いただく個人情報は、本法人の「プライバシーポリシー」（https://www.unikyoto.com/privacy_policy/）に従って取り扱い、別途同意いただいた場合を除き、もっぱら本研修の実施及びこれに付随する業務（修了者の管理、不正受講の防止等）に必要な範囲で使用します。なお、本研修を修了した方の個人情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別）については、修了証明書発行手続きのため、京都府と共有します。

16.問い合わせ先

主催者：特定非営利活動法人ゆに　事務局
〒603-8354　京都市北区等持院西町 60-10
Email: info@unikyoto.com
TEL: 075-468-1633（平日 10:00～18:00）
FAX: 075-468-1666
URL: https://www.unikyoto.com/

以上